主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

被告人及び被告人の弁護人高橋武夫同椢原隆一の各控訴の趣旨は末尾添附の控訴 趣意書記載のとおりである。

弁護人高橋武夫の控訴の趣意第一点及び弁護人椢原隆一の控訴の趣意第一点の(3)について

しかしながら原判示の本件文書の内容を仔細に検討すると連合国殊に米国の朝鮮における政策行動を妨害しその名誉信用を傷付けるものであることは明らかであるから、一九四五年九月十日附連合国最高司令官の日本政府に対する言論及び新聞の自由に関する覚書第三項(2)にいわゆる連合国に対する破壊的な批判に該るものといわねばならない。したがつてこれを頒布した以上破壊的な批判を論議したものと解すべきであるから、原審が之に対し昭和二十一年勅令第三百十一号違反を以つて処断したのは相当であつて、原判決には所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同上第三点及び弁護人掴原隆一の控訴の趣意第二点の(3)(4)について。個人たるアメリカ人を批判することは自由であり右言論及び新聞の自由に関する覚書第三項(2)の違反になら〈要旨第一〉ないことは所論のとおりであるが、ある批判が一個入に対してなされたか、或は国家に対してなされたかは単〈/要旨第一〉に形式的な文言のみにより判断すべきではなく文言全体を通じその内容がその何れに対してなされたかにより〈要旨第二〉判断すべきであると考える。なるほど本件文書にはアメリカ帝国主義者なる文字が使用されているが、その全〈/要旨第二〉文を通読すれば右はアメリカ合衆国の占領政策を誹謗したものであることは明らかであるから、原審が右覚書第三項(2)に違背するものと認め右勅令第三百十一号第二条第三項第四条により被告人を処断したのは相当であつて、原判決には所論のような違法はない。各論旨は執れも理由がない。

弁護人高橋武夫の握訴の趣意第四点について。

言論出版等の自由は、憲法第二十一条に保障されているところであつて、みだりにこれを侵すことの許されないことはいうまでもないがこれを濫用する占領政策とれないのである(憲法第十二条参照)。そして連合国のわが国に対する占領政策としてはポツダム宣言の条項に従いわが国民の間における民主々義的傾向の復活強とに対する一切の障碍を除去し言論出版の自由の確立をはかることを基本方針の一としているが、他面占領秩序の維持、連合国又は連合国占領軍の名誉、安全の保持例の見地から言論の自由を濫用して占領秩序を混乱に陥れようとする者に対しての見地から言論の自由を濫用して占領秩序を混乱に陥れようとする者に対しての見地から発せられたものに外ならない。そして原判示の如く連合国に対する映象的ない。発せられたものに外ならない。そして原判示の如く連合国に対するのないので原判決には所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同上第五点及び弁護人椢桐原隆一の控訴の趣意第一点の(2)について。

占領軍が日本の管理方式として、原則としていわゆる間接管理の方法を採つており右言論及び新聞の自由に関する覚書第一項には、日本国政府は新聞、ラジオ放送 又はその他の出版物等により真実に符合せず又は公安を害するニュースを頒布せざ るよう必要な命令を発すべしと規定してあるか、今日までこの条項に基いて立法措置がとられていないことは所論のとおりである。しかしながら、昭和二十一年勅令第三百十一号第二条第三項には、この勅令において占領目的に有害な行為というのは、連合国最高司令官の日本帝国政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令を施行するために、連合国占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために日本国政府の発する法令に違反する行為をいうのであると規定してあるので言論及び新聞の自由に関する覚書第三項に行為をいうのであると規定してあるので言論及び新聞の自由に関する覚書第三項に違反すれば、右勅令第三百十一号第二条にいわゆる占領目的に有害な行為として同令第四条により処罰されることは明らかである。右と異る見解に立つ所論は採用の限でない。

弁護人高橋武夫の控訴の趣意第六点及び弁護人椢原隆一の控訴の趣意第二点の(2)について。

〈要旨第三〉しかしながら、右言論及び新聞の自由に関する覚書第三項にいわゆる連合国に対する破壊的批判を論議する〈/要旨第三〉とは、単に口頭で第三者に対し談話、討論、演説等により破壊的な批判を発表する場合のみでなく、文書に記載し若しくは掲載して第三者に対し閲覧に供し掲示し若しくは頌布してこれを了知し得べき状態におく場合をも包含するものと解するので、被告人が判示のような破壊的批判を記載した文書を頒布した以上いわゆる破壊的批判を論議したものに該るものといわねばならない。各論旨は執れも理由がない。

弁護人高橋武夫の控訴の趣意第七点及び弁護人椢原隆一の控訴の趣意第三点について。

記録を精査し、被告人の年令、性格、境遇、本件犯行の動機、罪質、犯罪後の情況その他諸般の事情を綜合して検討すると、原審が被告人に対し懲役八月を科したのは相当であつて刑の量定が不当と認むべき事由はない。論旨は理由がない。

弁護人掴原隆一の控訴の趣意第一点の(1)について。

〈要旨第四〉所論出版及び言論の自由伸長に關する件覚書第四項には、最高司令官の命令あるに非ざればいかなる政策又〈/要旨第四〉は言論を表明した場合といえども新聞又はその発行人若は使用人に対し日本政府において懲罰処分を執るべからず… と規定してあるが、その意味は右覚書により廃止等を要求せられた従来からの各種の言論出版関係取締法令に基いて処罰、逮捕等をするには最高司令官の命令又は事前認可を要するという趣旨であつて、言論及び新聞の自由に関する覚書の趣旨に反する行為を昭和二十一年勅令第三百十一号により処罰又は逮捕する場合に関するものではないと解すべきのみならず、右勅令第二条第一項には占領目的に有害な行為からなる罪に係る事件については公訴はこれを行わなければならないと規定しているので、原判決には所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同上第二点の(1)及び被告人の控訴の趣意について

原判決挙示の証拠を綜合すれば優に原判示事実を認定することができるので、原 判決には所論のような違法はない。各論旨は孰れも理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い本件控訴を棄却し、主文のとおり判決を する。

(裁判長判事 三瀬忠俊 判事 和田邦康 判事 小竹正)